

大紀町小規模事業者持続化支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する小規模事業者であって、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉公募要領（以下、「一般型補助金要領」という。）及び、令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉（以下、「低感染リスク型補助金要領」という。）に基づく補助金を受けた事業者に対し、予算の範囲内において上乘せして補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症及び、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更が、事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む町内事業者を支援し経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、一般型補助金要領及び、低感染リスク型補助金要領において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助対象者は次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一般型補助金要領及び、低感染リスク型補助金要領に基づく交付（決定）を受けていること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

- (ア) 暴力団（大紀町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

- (ア) 暴力団員である者
 - (イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 町内に本店登記のある法人又は町内に主たる事業所のある個人

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、一般型補助金要領に基づく補助金

確定額の 1/2 以内、低感染リスク型補助金要領に基づく補助金確定額の 1/3 以内の額とする。

(交付申請)

第 5 条 小規模事業者が補助金の交付を受けようとするときは、大紀町小規模事業者持続化支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 一般型補助金要領または、低感染リスク型補助金要領に基づく補助事業の補助事業実績報告書の写し及び、補助金確定通知書の写し
- (2) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大紀町小規模事業者持続化支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により小規模事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定を行う場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けたものは、速やかに大紀町小規模事業者持続化支援補助金交付請求書(様式第 3 号)にて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 町長は、前条の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 9 条 町長は、小規模事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 一般型補助金要領及び、低感染リスク型補助金要領に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

(事業評価)

第 10 条 町長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 町長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱い)

第11条 当該事業のために収集した個人情報は、大紀町個人情報保護条例(平成17年条例第163号)に基づき、当該補助事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(大紀町補助金等交付規則の適用除外)

第12条 この補助金は、大紀町補助金等交付規則(平成17年規則第37号)第2条第1号の規定により町長が指定する補助金とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定を受けた小規模事業者に係る補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。